

平成 23 年 12 月 9 日

ペット保護目的の公益立入りを希望される皆様へ

ガイドラインの遵守の徹底について（お願い）

去る 12 月 7 日に、本ガイドラインに基づき、警戒区域内への立入りの一番目となりました団体において、報道機関から託された撮影機材を警戒区域内に持ち込むという、誠に遺憾な行為がありました。

本ガイドライン 7（5）では、「被災ペットの保護に必要な器具機材以外の物品を持ち込むことはできない。」としています。

この規定は、警戒区域内への物の持ち込みが厳しく制限されているためだけではなく、立入団体の方に、ペットの保護活動に専念していただきたいという趣旨から設けたものです。

当該団体には厳重注意の上、今後、違反行為があった場合には、立入許可を取り消す旨、通告いたしました。

今後も、ガイドラインに違反する行為や、警戒区域内の秩序を乱す行為があった場合には、その団体の立入許可を取り消すだけでなく、ガイドラインの適用期間内であっても、今回の保護活動自体の終了ということにもなりかねません。

今回の活動は、行政と民間団体、また民間団体同士が心を一つにして、少しでも多くの動物たちを救いたいと考えて実現にいたったものです。

今後立入りを希望される皆様方におかれましても、ガイドラインを熟読の上、本活動にご理解、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。